



特集 平成26年度の主な税制改正

・・・法人税関係・・・

I. 生産性向上設備投資促進税制の創設

産業競争力強化法が施行された平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に、青色申告法人が同法規定の生産性を向上させる先端設備及び生産ラインやオペレーションを改善する一定の規模以上の設備を取得した場合に50%（建物及び構築物は25%）の特別償却又は当期の法人税額の20%を上限に4%の税額控除（同2%）を認める制度ができました。

上記のうち、平成28年3月31までの期間は即時償却又は5%（建物及び構築物は3%）の税額控除が適用でき、メリットを大きくしています。

II. 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度等の拡充

青色申告の中小企業者等が機械等を取得等し事業供用した場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度が3年間延長されました。

中小企業投資促進税制といわれますが、平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に特定機械装置等のうち生産性向上設備投資促進税制の対象設備を取得等し事業供用した場合は即時償却又は10%の税額控除に拡充されます。また、特別償却だけだった資本金3,000万円超1億円以下の中堅企業に7%の税額控除を認め、即時償却と選択できるようになります。

III. 既存建築物の耐震改修投資促進税制の創設

平成27年3月31日までに耐震改修促進法による耐震診断結果の報告を行った青色申告法人が、平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年を経過する日までの期間に、その対象建築物の部分について行う耐震改修により取得し、又は建設したその耐震改修建築物の部分について、その取得価額の25%の特別償却ができることになりました。

IV. 復興特別法人税の1年前倒し廃止

平成24年4月1日以降に開始する事業年度から3年間適用される予定だった復興特別法人税が1年前倒しで廃止されました。デフレ脱却のため、政府からの所得拡大の要請に経営者団体が応じたことによるものです。したがって、例えば3月末1年決算法人の場合は、平成26年3月期で申告・納付をして終了となります。

V. 所得拡大促進税制の拡充

雇用者給与等の支給額を一定以上増加させた場合の税額控除、いわゆる所得拡大促進税制について、適用要件が緩和されるとともに、平成29年3月末まで適用期限が2年延長されました。

VI. 交際費等の損金不算入制度

(1) 接待飲食費特例の創設（全法人）

法人が支出する交際費等のうち、接待飲食費の額の50%を損金とする特例が創設されました。

(2) 中小法人に係る損金算入特例の延長

資本金1億円以下の中小法人は、平成25年度改正によって、定額控除限度額800万円を限度に交際費の全額を損金算入できる特例となりましたが、(1)の接待飲食費と同期間、特例の期限延長がされています。中小法人はもちろん、全法人を対象とする(1)を適用することができるので、(1)と(2)の有利な方を選択することになります。

適用関係 (1)は平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度に支出する交際等の額のうち接待飲食費の額に、(2)は同期間の交際費等の額に適用されます。

・・・消費税関係・・・

平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられました。

実務では、旧税率の5%と新税率の8%が混在し経理担当者にとっては、帳簿や伝票処理等で以前より手数が増えていることと思います。

処理等でわからないことがあるときは、各担当者に確認していただければと思います。

I. 平成26年度改正 (今回は改正が少なく、1つだけ紹介します。)

・簡易課税制度の見直し

(1) 改正点

簡易課税制度のみなし仕入率について、次の見直しが行われています。

- ① 金融業及び保険業を第5種事業とし、そのみなし仕入率が50% (改正前は60%) となります。
- ② 不動産業を新たに第6種事業とし、そのみなし仕入率が40% (改正前は50%) となります。

(2) 改正による第4種、第5種事業の見直しと第6種事業の新設

今回の改正によって、第4種事業から第6種事業は次のように区分されます (かっこはみなし仕入率)。

改正前	該当する具体的な業種	改正後の事業区分
第4種事業	下記①②以外で第1種から第3種及び第5種事業以外の事業	第4種事業 (60%)
	① 飲食店業	
	② 金融業、保険業	第5種事業 (50%)
第5種事業	運輸通信業	第5種事業 (50%)
	飲食店業を除くサービス業	
	不動産業	第6種事業 (40%)

(3) 改正の適用時期

平成27年4月1日以後に開始する課税期間について適用されます。

II. その他消費税関係

・任意の中間申告制度

(1) 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額 (地方消費税を含まない年税額) が48万円以下の事業者 (中間申告義務のない事業者) が、任意に中間申告書 (年1回) を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間から、自主的に中間申告・納付することができることとされました。

(2) 適用開始時期

個人事業者の場合には平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間 (平成27年3月末決算分) から適用されています。

III. 消費税関係以外

・車体課税の見直し

(1) 自動車重量税 (2) 自動車取得税 (3) 自動車税 (4) 軽自動車税

・上記のうち (3) 軽自動車税見直しの一部について紹介します。

※平成27年4月1日以後に新規取得される新車から適用されます。

区分	用途	改正前	改正後
四輪以上	乗用・自家用	7,200円	10,800円
	乗用・営業用	5,500円	6,900円
	貨物用・自家用	4,000円	5,000円
	貨物用・営業用	3,000円	3,800円

・(2)の自動車取得税は、消費税率が10%に引き上げられたときに廃止になります。

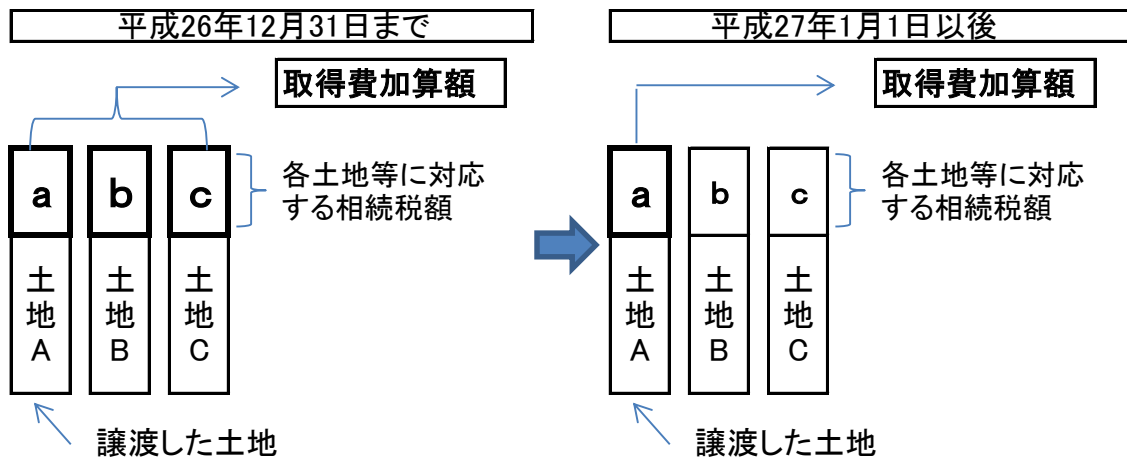
・・・資産課税・・・

I. 相続財産を譲渡した場合の取得費加算特例の縮小

相続等により取得した財産（土地建物や株式など）を相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡した場合において、その譲渡所得の金額を計算する際に、相続税の一部を譲渡収入から差し引く取得費に加算することができます。平成26年度改正により土地等については、その取得費に加算できる金額がその者が相続したすべての土地等に対応する相続税相当額から、譲渡した土地等に対応する相続税額相当額に変更されました。

適用関係・・・平成27年1月1日以後に開始する相続または遺贈により取得した土地等を譲渡する場合に適用されます。

【取得費加算特例のイメージ】



II. 医療法人の納税猶予制度の創設

・相続税

相続人が持分の定めのある医療法人の持分を相続等により取得した場合に、その医療法人が相続税の申告期限において、「認定医療法人」であるときは、担保提供を条件に相続税額のうちその持分に係る課税価格に対応する

相続税額の納税を猶予する制度が創設されました。

「認定医療法人」とは、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律に規定される移行計画について、認定制度の施行日（平成26年10月1日）から3年以内に厚生労働大臣の認定を受けた医療法人を言います。

医療法の改正により出資持分の定めのある医療法人から、定めのない医療法人へ移行計画の認定を受け、移行期間内に、当該相続人が持分のすべてを放棄した場合には猶予税額の納付が免除され、移行しなかった場合や、認定取り消しの場合には猶予税額と申告期限からの期間に係る利子税を合わせて納付しなければならない制度です。

III. 贈与税の納税猶予制度の創設

・贈与税

認定医療法人の移行期間内に持分の定めのある医療法人の出資者が持分を放棄したことにより、残存出資者の持分が増加し、みなし贈与があったとして課税されるのを猶予する制度も創設されました。

猶予の要件は相続税と同様、みなし贈与の時点で認定医療法人であり担保提供が条件です。また、移行期間内に当該他の出資者が持分のすべてを放棄した場合には猶予税額は免除されます。

適用関係・・・Ⅱ及びⅢの改正は、移行計画の認定制度の施行の日以後、相続遺贈に係る相続税、又はみなし

贈与に係る贈与税について適用されます。

・・・所得税・・・

I. 給与所得控除（高所得層で縮小）

年収1,000万円を超える会社員の所得税や住民税の負担が段階的に増えます。今回の改正により平成28年からは年収1,200万円超、平成29年以降は年収1,000万円超の給与所得控除が縮小されます。会社員全体の3.8%にあたる約172万人が影響を受ける見通しです。

II. NISA 制度の見直し

平成26年1月よりスタートした少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置制度（NISA）について、次の事項が改正されます。

- ① NISA口座を開設する金融機関について、1年単位での変更を認める。
- ② NISA口座を廃止した場合には、その翌年に再開設ができる。

この改正は、平成27年1月1日以後に変更届出又は廃止届出書が提出される場合に適用されます。

III. ゴルフ会員権等の譲渡損失の損益通算の廃止

ゴルフ会員権等を売って発生した損失は、給与所得などの他の所得と損益通算することができましたが、今回の改正により、ゴルフ会員権等を「生活に通常必要でない財産」の範囲に加えることで、譲渡損失があった場合に、他の所得との損益通算ができなくなりました。平成26年4月1日以後の資産譲渡から適用されます。

IV. 住宅ローン減税

平成26年4月より住宅ローンを組んだ人への減税が拡充されました。住宅ローン減税の制度は年末のローン残高の1%を所得税から差引き、税額控除を受けられるというのですが、この控除額（最大年間20万円）を、今回の改正により最大40万円（10年間で最大400万円）に上げられました。

なお、税制改正事項ではありませんが、最大30万円の現金を給付する「すまい給付金」制度がスタートしております。住宅ローン減税は、支払っている所得税等から控除する仕組みであるため、収入が低いほどその効果が小さくなります。この制度は、住宅ローン減税の拡充による負担軽減効果が十分に及ばない収入層に対して、住宅ローン減税とあわせて負担の軽減をはかるものです。このため、収入によって給付額が変わる仕組みとなっています。詳しい内容については「すまい給付金 国土交通省」で検索できますのでご確認ください。